

令和7年度第3回こどものまち前橋推進本部会議

こども未来部こども政策課

1 （仮称）前橋市こども計画骨子案の審議

・骨子（案）

①【総論】

第1章 前橋市こども計画について… 1 計画策定の背景・趣旨、2 計画の位置づけ、3 計画の期間、4 計画の対象

第2章 前橋市の現状…………… 1 人口動態、2 こども・若者をめぐる状況、3 こども施策の状況

第3章 前橋市が目指す姿…………… 1 こども・若者の願い、2 基本理念、3 基本目標

※計画の名称、基本理念は、こども・若者の意見を取り入れて決定する予定

第4章 計画の推進…………… 1 施策体系、2 推進体制、3 進捗状況の管理

②【各論】

第5章 基本目標に基づく施策の取組

－基本目標1 こどもの権利を保障し、多様なこどもたちの声を聴き、活かす、前橋市の実現

－基本目標2 切れ目のない支援や環境を整え、こどもから若者、子育ての当事者へと健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

－基本目標3 こどもは社会を元気にする原動力。こどもが自ら学び、安心して成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、企業など市全体の好循環を生み出す前橋市の実現

③【資料編・別冊】

－資料編（会議による検討状況、計画策定に向けた意見聴取の状況、前橋市こども基本条例、指標一覧、用語解説）

－別冊編（事業実施計画、施設整備計画、第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画）

・今後、骨子（案）に基づいて計画の素案づくりを進めていく。

2 こども意見聴取について

・こども意見聴取の必要性

こどものウェルビーイングを実現するとともに、主体的に考え行動し自立した個人として成長することを促すため、こどもを、ともに社会をつくるパートナーとし、その参加を促し、その意見を聴き、施策に反映させる取組（こども意見聴取）を推進していく必要がある。

こども基本法では、行政に対して、こども施策に対するこどもの意見聴取を義務付けた。

・こども意見聴取の実施状況

国、各地方自治体でこども意見聴取の取組が進む中、本市でもこども基本条例やこども計画の検討、まえばし子どもアイデアまちづくりプロジェクトなどの取組が進んでいる。

・今後の取組

－各課の事業や取組の中で必要に応じて実施されているが、共通のルールがなく、事例や手法などの共有が行われていない。

－こども意見聴取の取組を庁内だけでなく市全体に広げ、しっかりと根付かせる方策を検討し、制度化を図る。

－庁内にワーキンググループを設置して具体的な検討を開始する。